平成○年○月○日

社員各位

株式会社　○○

割増賃金の計算方法について

１．割増賃金の支払対象と割増率は以下のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 割増賃金の支払対象 | 割増率 |
| 時間外労働（法定労働時間（１日８時間・１週40時間）を超える労働） | 25％ |
| 深夜労働（午後10時～午前５時の労働） | 25％ |
| 休日労働（法定休日（週１日または４週４日）の労働） | 35％ |
| 時間外労働が深夜に及んだ場合 | 50％ |
| 休日労働が深夜に及んだ場合 | 60％ |
| 休日労働が時間外に及んだ場合 | 35％ |

２．割増賃金の算出単価は以下のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 時間給 | その金額 |
| 日給 | 日によって定められた賃金１日の所定労働時間数＊日によって所定労働時間数が異なる場合には、１週間における１日平均所定労働時間数で除した金額 |
| 月給 | １か月の給与１か月の平均所定労働時間 |

３．割増賃金の計算基礎とする賃金

割増賃金の計算基礎とする賃金には、基本給だけでなく諸手当も含まれます。

ただし、下記の７つの手当は割増賃金の計算基礎から除外されます。

1. 家族手当
2. 通勤手当
3. 住宅手当（一律に定額で支給されるものは除く）
4. 別居手当
5. 子女教育手当
6. 臨時に支払われた賃金（結婚手当、私傷病手当等）
7. １か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）

以　上